

令和5年度若年技能者人材育成支援等事業推進計画

香川県地域技能振興コーナー

1. 事業目的

製造現場の自動化や海外進出の進展の中、団塊世代の熟練技能者の大量退職や若年者のものづくり離れが見られ、広範な職種において我が国の優れた技能の継承・向上、ものづくり人材の育成確保が大きな問題となっています。

また、現代社会においては労働者一人一人が情報技術を有効に活用することが重要であることから、情報技術に慣れ親しみ、使いこなせる能力を身に付けることが必要となってきています。

そのため当該事業を通じ、高い水準の技能を目指す者や多くの企業・訓練機関等において職業訓練が促進されることと、工業高校等の生徒への実技指導など、若年者への実務教育、職業教育等の充実を図り、技能尊重気運が醸成されることを目指します。

2. 事業計画

(地域における技能振興事業)

実施要領	推進計画
1. 技能五輪全国大会の予選の実施等について	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施	<p>香川県職業能力開発協会と協力し、技能職団体や事業所、教育訓練機関に対して参加の働きかけを行うとともに、行政、教育、経済団体等の関係機関への協力・周知依頼をホームページ及びSNSを活用し行います。予選会の実施にあたっては、香川県職業能力開発協会と共に実施します。</p> <p>【実施計画職種（1職種）】</p> <p>① 電工職種：参加者3名 第4四半期1月中旬実施予定</p>
(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	<p>技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会の参加選手に加えて、選手の指導員への旅費、工具等の運搬費についても援助を行い、中小企業や教育訓練機関等の大会参加を促進します。</p> <p>【支援対象者数（予定）】</p> <p>① 技能五輪全国大会 2職種 選手4名 指導者4名</p>

実施要領	推進計画
	<p>② 若年者ものづくり競技大会 9職種 選手14名 指導者14名</p>
2. 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	
(1) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	センターの示す編集方針に沿って、令和5年度の被表彰者に対してプロフィールや仕事に対する思い、これから入職する若者に伝えたいこと、また作品及び作業風景の写真撮影等の取材を行い、取材結果についてセンターに提出します。
3. 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応	
(1) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応	両事業について、新規認定の希望があった場合には令和5年度は休止している旨を説明し、両事業のいずれかの認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう案内します。

（ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務）

実施要領	推進計画
1. ものづくりマイスターの認定・登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓 企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。	<p>若年者を積極的に採用している製造業・建設業種の事業所を中心に、主に実技指導やイベントでの体験教室の希望がある、または見込まれる職種について、企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター制度の周知と候補者の掘り起こしを行います。特に、ものづくりマイスターの要件を満たしている者が多いと考えられる高度熟練技能者の所属する企業や「全技連マイスター」の情報を有している技能士会連合会、香川県等が実施している職業能力開発関係表彰を受けた団体、事業所、並びに過去にものづくりマイスターを輩出したことのある企業等への広報・周知等を重点的に行います。</p> <p>また、情報系のものづくりマイスターに関しては、IT関連事業を実施している産業振興機関や技能競技大会情報技術関連職種の出場校等へ訪問し、ものづくりマイスター制度の紹介、候補者の推薦、有資格者情報の提供等の依頼を行います。</p>

実施要領	推進計画
	<p>制度の周知のため、平成 25 年度に製作したホームページ「ものづくりマイスター」や業界誌、講習会等で広く県民に対し紹介を行います。</p> <p>また、適時報道機関への周知依頼を行います。</p>
(2) 申請書類の取りまとめ	<p>ものづくりマイスターの認定申請を行うものに対して、申請書類の確認を行うなど円滑な事務処理の実施を支援し、申請書類をコーナーが取りまとめてセンターに提出します。</p>
<p>(3) ものづくりマイスターへの説明・研修</p> <p>認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導に当たる前に指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知し、講習を実施すること。</p> <p>過去 3 年間に一度も活動実績がないものづくりマイスターに対して活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続きを行うこと。</p>	<p>実技指導にあたり必要な指導技法の習得・向上のため、新たに認定されたものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法事務を含む指導技法等講習を受講する必要がある旨周知します。</p> <p>指導技法等講習は新規認定者及び未受講者に対して中央技能振興センターが主催する「指導技法講習の講師養成研修」への参加を案内し、希望者の取りまとめを行います。都合等で受講が難しい者に対しては、ものづくりマイスター認定委員会にて認定者決定後を目処にコーナーで年 2 回程度実施し対応します。</p> <p>講習では指導技能の全国均一化を図るためにセンターの準備する資料等を活用した指導技法はもちろんのこと、個人情報保護、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修も併せて行います。</p> <p>さらに、受講者に配慮が必要な場合があるため、地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施する際は、派遣するものづくりマイスターに対し平成 27 年度の成果物を活用して派遣前に研修を実施します。</p> <p>なお、過去 3 年間に一度も活動実績がないものづくりマイスターに関しては、郵便又は口頭による活動意思確認を行い、引き続き活動の意思がある場合には最新版のテキストや事例集等の情報提供や希望があれば最新の指導技法等に係る講習を実施し、意思のない場合は登録解除の手続きを行うよう説明します。</p> <p>また、中央技能振興センターが主催する「事例発表・意見交換会」の開催時には、該当職種のものづくりマイスターへ積極的な参加推</p>

実施要領	推進計画
	奨を行います。

(ものづくりマイスターの活用に係る業務)

実施要領	推進計画
1. 若年技能者的人材育成に係る相談・援助等について	
(1) コーナーにおける相談・援助等 コーナーの窓口においては、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。	<p>人材育成に関心のある事業所等に対して、技能検定の実技課題や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者的人材育成に係る取り組み方法、訓練施設・設備等のコーディネート、指導内容ニーズの把握及びものづくりマイスターの派遣について、長年公共職業訓練機関での指導や企業等の相談経験、キャリア・コンサルティング実施等の経験もあり、ものづくりマイスターに認定されている者を「技能振興コーディネーター」として配置し、電話・来所・訪問等により派遣実施に向けた相談・援助活動を行います。また、相談内容によっては当該職種のものづくりマイスターに同席を依頼し、より詳細な話し合いを行います。</p> <p>さらに、平成25年度に製作したホームページ上に質問・相談票を掲示し、制度についての問い合わせを行いやすくするほか、県内の技能教育の現場状況の発信、パンフレットや業界誌等へのものづくりマイスター制度の紹介など事業の内容について広く広報活動を行います。</p>
2. ものづくりマイスターの派遣による指導の実施について	
(1) ものづくりマイスターの派遣対象・指導内容等 派遣対象企業等は次のとおり。 ① 中小企業 ② 業界団体 ③ 工業高校等学校 ④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等	<p>企業・業界団体や教育訓練機関等からの要請に対し、面談等により希望する指導内容やレベル等の把握を十分に行い、最適なものづくりマイスターを選定し、その派遣と指導については企業等の訓練ニーズに柔軟に対応し、効果のある実技指導を行います。</p> <p>また、訓練の要望はあるが業務の都合上訓練に必要な場所や時間・設備が確保できない場合、コーナーが公共施設等を訓練場所として設定し、指導希望者が受講できる実技指導を企画し円滑な運営を図ります。</p> <p>派遣を増加させるため、訓練終了後または実施中に適宜、ものづくりマイスターからの評価を受講者及び指導要請者に還元し、さらなる技能の向上等を目標とした実技指導の再活用を促すとともに、</p>

実施要領	推進計画
<p>中小企業・業界団体については 昨年度及び今年度に派遣指導 実績がない場合に、ものづくり マイスターの謝金・旅費・材料 費等の経費について本事業で 一定範囲まで支出するこ ができる。</p>	<p>ホームページや SNS を活用して受講者の感想や指導の効果を広く 広報することで、活用を検討する企業等の増加を促します。</p> <p>【派遣目標（中小企業・業界団体対象）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 企業数：4 社 2. 期間：1 社あたり 11 日間 3. 受講者数：1 社あたり 5 名 4. ものづくりマイスター活動数（延べ受講者数）：220 人日 <p>【派遣目標（工業高校等対象）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 学校数：9 校 2. 職種数：1 校につき 2 職種 3. 期間：1 校あたり 7 日間 4. 受講者数：1 校当たり 5 名 5. ものづくりマイスター活動数（延べ受講者数）：630 人日 <p>公共施設や民間施設のイベントエリアにおいて不特定多数の方 を対象として、ものづくりマイスターの高度な技能が伝わり、製造 業・建設業への興味関心を引く、また技能尊重気運が高まるよう な指導・実演を企画・実施します。</p> <p>【派遣目標（公共施設等での不特定多数を対象）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 職種数：2 職種 2. 回数：2 回 3. 受講者数：1 職種あたり 20 名 4. ものづくりマイスター活動数（延べ受講者数）：80 人日
3. 若者に対する「ものづくりの魅力」発信について	
<p>(1) 若者に対する「ものづくりの魅力」の発信</p> <p>地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する 「ものづくりの魅力」発信の実施</p>	<p>地域若者サポートステーションから協力要請があった場合には、 積極的に実施の検討を行い、サポステの支援対象者を対象としても のづくりマイスターを派遣し、ものづくりの現場、安全作業の仕方 等の講義やものづくり体験等を行います。</p>

実施要領	推進計画
(2) 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信	<p>将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるよう、ものづくりマイスターを活用した「ものづくりの魅力」発信を行います。</p> <p>児童・生徒に効果的にものづくりの魅力を伝えるため、指導・体験の際にものづくりマイスターから普段の仕事内容や仕事の楽しさ・やりがいについてや仕事のどのような部分を体験するのかについて講義を行います。ものづくり現場の写真や使用する工具、ものづくりマイスターが制作した製品等を実際に見せたり触らせたりすることでものづくり職種への興味関心を引き、ベテランの職人と一緒に体験することで職人技の凄さやものづくりへの楽しさを感じ、将来のものづくり職種への就職を指向する若者を増やします。</p> <p>【派遣目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 学校数：8校 2. 受講者数：35名 3. ものづくりマイスター活動数（延べ受講者数）：280人日
4. 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施について	
(1) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信 ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種の熟練技能者や、ものづくりマイスターの技能・指導レベルに次ぐ準熟練技能者は、派遣対象企業等に対し、派遣指導を行うことができる。	<p>企業・業界団体や教育訓練機関等からのものづくりマイスター認定職種以外の指導要請に対し、面談等により希望する指導内容やレベル等の把握を十分に行い、最適な熟練技能者等を選定・派遣し、技能競技大会の競技課題又は技能検定試験問題を基に訓練ニーズに応じた実技指導を行います。</p> <p>【派遣目標（工業高校等対象実技指導）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 学校数：2校 2. 職種数：1職種 3. 期間：1校あたり10日間 4. 受講者数：1校あたり5名 5. 熟練技能者等活動数（延べ受講者数）：100人日

実施要領	推進計画
	<p>【派遣目標（公共施設等での不特定多数を対象）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職種数：1 職種 2. 回数：2 回 3. 受講者数：20 名 4. 熟練技能者活動数（延べ受講者数）：40 人日 <p>【派遣目標（小中学校等の児童・生徒対象）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校数：2 校 2. 受講者数：1 校あたり 35 名 3. 熟練技能者活動数：70 人日

(地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営)

実施要領	推進計画
1. 連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。	<p>推進計画の策定や事業の進捗管理を行うための連携会議を開催します。</p> <p>【構成員】 香川県経営者協会 香川県商工会議所連合会 香川県商工会連合会 香川県中小企業団体中央会 (独法) 高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部 香川職業能力開発促進センター (独法) 高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部 四国職業能力開発大学校 香川県立高等技術学校 香川労働局職業安定部訓練室 香川県商工労働部労働政策課 香川県教育委員会事務局高校教育課</p>
2. 連携会議の開催回数	<p>年 2 回</p> <p>第 1 回：年度当初（5 月中旬～下旬）</p> <p>コーナーで実施する事業内容等を盛り込んだ推進計画の策定・決定及び技能振興の取り組みや事業実施にあたっての連携・協力の在り方の方針を決定。</p>

第2回：年末（12月上旬～中旬）

令和5年度の事業実施状況等の報告及び次年度に向けた改善事項等の取りまとめ。